

後払い決済サービスに関する消費者トラブル



「後払い決済サービス」は、主にインターネット通販で利用され、商品が届いた後に支払いができることや、クレジットカード番号を業者に伝えずに決済できることが大きなメリットである一方で、後払い決済サービスを利用した取引に関する相談も増加しています。

クレジットカード
決済はカード情報を
取られないか心配…

商品が届いた
後の支払い
だから安心！



コンビニ支払いなどの
後払い決済サービスを利用



定期購入を解約した
のに請求が続く…

身に覚えのない買い
物の請求をされた！

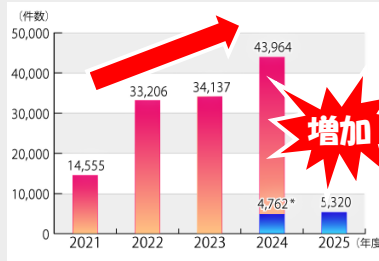


図. PIO-NETにみる後払い決済サービスに関連する相談のうち、販売方法に問題がある件数
(出典：国民生活センターホームページ (https://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20250702_1.html))

注意

- 消費者対応に問題がある販売業者や、消費者トラブルを発生させている販売業者が後払い決済サービスを利用している場合があります。また、そのような問題のある業者に関して、後払い決済サービス事業者の対応が不十分な場合もあります。
- 第三者が後払い決済サービスを悪用しているケースもあります。

ポイント

- 後払い決済サービスを利用する場合に限らず、契約前には、金額や契約条件などをしっかり確認して、契約するかどうかを慎重に検討してください。
- 販売業者との間でトラブルが発生した場合は、後払い決済サービス事業者にも連絡してください。
- 不安に思った場合には、最寄りの消費生活相談窓口へ相談しましょう。

相談室

- ◆ 愛媛県内の全ての市町に「消費生活相談窓口」が設置されています。
- ◆ 愛媛県消費生活センターでも消費生活に関する相談を受け付けております。



消費者ホットライン ☎ 188

(最寄りの消費生活相談窓口につながります。)

消費者庁 消費者ホットライン188
イメージキャラクター イヤヤン

又は 愛媛県消費生活センター 089-925-3700(相談専用)



愛媛県消費生活相談窓口
イメージキャラクター
「こまどりのPiPi」